

「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務仕様書

1. 目的

郡上市が有する国重要無形民俗文化財の「郡上おどり」、「白鳥おどり」、国選択無形民俗文化財の「白鳥の拝殿踊り」、これら「郡上のおどり」は400年以上の歴史を有し、世界に誇る郡上の伝統的・文化的な資産である。しかしながら、近年、保存会等のおどり関係者の高齢化や若い人材の流出などにより、後継者不足の深刻化が課題となっている。また YouTube や Instagram などの SNS やオンラインメディアを通じた動画による情報発信が重要となる中で、「郡上のおどり」の魅力を国内外に発信するための高画質・高音質な映像素材も十分でない現状である。

本業務では、最新の映像技術によって、町なか等で繰り広げられる臨場感あふれる「郡上のおどり」の様子、踊りの所作やお囃子の技術を記録するとともに、おどり開催に携わる地域住民やボランティア等の姿、令和時代の郡上の町並みやまちの雰囲気を動画として保存することで、「郡上のおどり」を後世に継承することを目的として実施する。

また、「郡上のおどり」のプロモーション動画を作成し、国内のみならず海外にも郡上の魅力を発信することで、郡上を知らない旅行者等の郡上への興味を惹起させ、国内外からの更なる誘客を図り、「日本一のおどりのまち郡上」の確立を目指す。

なお、令和4年に設立100周年を迎える郡上おどり保存会を記念して、令和3～5年度にかけて実施される「郡上おどり保存会100周年記念事業」とも連携して本業務を行うものとする。

2. 委託業務名称

「日本一のおどりのまち郡上」動画制作委託業務

3. 委託業務の内容

業務の内容は次のとおりとする。仕様書に記載されている業務以外で、目的に資する業務がある場合は、当該業務に含めるものとする。

(1) 保存継承記録動画の制作

ア 企画・構成

400年以上にわたり踊り継がれる「郡上のおどり」の姿を現在の技術で保存し、後世に継承しながら広くプロモーションに活用することを目的に記録動画を制作するものとし、プロポーザルでの提案内容を基に、発注者と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、動画の企画・構成（シナリオ）を作成すること。なお、郡上おどり保存会の設立100周年を記念して、令和3～5年度にかけて実施される各種記念事業とも連携すること。

イ 取材・撮影

シナリオに基づき、動画の制作に必要な取材、撮影を行うこと。必要に応じて、ドローン等での空撮も行う。

ウ 編集

映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集作成を行い、完成までに複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

エ 規格・長さ

・画質は4K解像度（3840×2160）以上とすること。

- ・画面比は16：9を基本とする。
- ・記録動画の長さは60分程度のものを1本以上、デジタルサイネージ等での放映用の5分程度のもの1本以上を作成する。
- ・郡上八幡博覧館で放映されている動画を更新するため、郡上おどり各曲の踊りの様子を1～2分程度に収めた動画を10種類（郡上おどり全10曲分）作成すること。その他当該施設において、「郡上のおどり」の魅力を観光客等に紹介するための方策についても検討し、その用に供する動画等の作成を事業費の範囲内で行う。

オ 動画の内容

- ・「郡上のおどり」の歴史・文化の保存、継承に寄与し、現在のみならず将来の郡上住民が郡上に誇りを持てるような内容とする。
- ・保存会、お囃子クラブ、ジュニアクラブ等取材の上、踊りの所作やお囃子の技術などを記録・保存するものとする。
- ・町なか等で開催される「郡上のおどり」の様子を含めること。なお、以下の踊り日程については必ず取材、撮影し、内容に含めること。

郡上おどり：発祥祭、おどり納め、縁日おどり（盂蘭盆会）

- ・踊り講習会、屋形準備、保存会練習風景など開幕に向けて行われる準備の様子や、おどりの開催に携わる地域住民やボランティア等の姿なども動画に含めること。
- ・令和時代の町並みや景観、まちの雰囲気等も記録し、内容に含めること。
- ・「郡上のおどり」の歴史的な資料や過去に撮影した映像（「新元号令和／徹夜で祝う郡上おどり」等）も活用すること。なお、発注者が所有する映像で、動画制作に必要なものがあれば発注者から提供する。

（２）プロモーション動画の制作

ア 企画・構成

「郡上のおどり」の魅力を国内外に発信する目的に制作するものとし、プロポーザルでの提案内容を基に、発注者と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、動画の企画・構成（シナリオ）を作成すること。なお、郡上おどり保存会の設立100周年を記念して、令和3～5年度にかけて実施される各種記念事業とも連携すること。

イ 取材・撮影

シナリオに基づき、動画の制作に必要な取材、撮影を行うこと。必要に応じて、ドローン等での空撮も行う。

ウ 編集

映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集作成を行い、完成までに複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

エ 規格・長さ

- ・画質は4K解像度（3840×2160）以上とし、HD画質の動画データも納品すること。
- ・画面比は16：9を基本とする。
- ・記録の長さは3分程度のものを1本以上と、YouTube、InstagramなどのSNS等での公開用のショートバージョン（30秒～1分程度）も1本以上を作成すること。なお、タブレット、スマートフォンでの閲覧を想定した仕様とすること。

オ 動画の内容

- ・「郡上のおどり」の歴史・文化に十分配慮した上で、「郡上のおどり」への興味関心を惹起させ、郡上市を訪れて「郡上のおどり」を体験してみたいという気持ちにさせる内容とする。
- ・視聴者のメインターゲットは、「郡上のおどり」を知らない20代～40代の市外在住者とする。なお、英語を第1言語、又は第2言語とする外国人もターゲットとする。

カ 言語

- ・動画テロップやタイトルの言語は日本語及び英語とし、視聴者が内容を的確に理解できる表示に配慮すること。
- ・出演者の音声や、解説など言語情報を入れる場合も使用言語は日本語及び英語とする。
- ・英語翻訳は必ずネイティブチェックを受けることとする。なお、ネイティブチェックの費用も事業費に含むものとする。

(3) その他

- ・動画の出演者等については、発注者との協議の上決定すること。
- ・出演者、協力者等に関する交渉を行うこと。また、出演者、協力者等の肖像権、使用するコンテンツの著作権に係る調整を行い、市のホームページやSNS等での動画配信、イベントなどでの二次利用について同意を得るとともに、出演料・使用料等を支払う場合は事業費の範囲で行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分留意して、必要な対策を講じて実施すること。

4. 委託業務の実施体制

委託業務の実施にあたっては、企画、管理、取材（映像・画像撮影含む）、コンテンツ作成について制作責任者を置くこと。また、制作責任者とは別に事業全体を統括する者を置くこと。

5. 打合せ協議

市との打合せ協議は、事務局での協議のほか、オンライン会議等の手段を使って、ミーティングを行うなど、密接な連絡調整を確保して本事業を進める。また、受託者は、打合せ協議の内容を記録し、速やかに記録簿を提出するものとする。

6. 連絡調整

本業務の履行にあたっては、訪問、電子メール等により、業務の監督員と緊密な連絡調整を図るものとする。連絡調整の結果については、受託者が記録・整理の上、速やかに監督員へ報告するものとする。本業務履行にあたり疑義が生じたときは、速やかに市に報告するとともに、都度協議を行い、その指示を受けること。なお、本仕様書に定めがない事項については、別途協議を行うものとする。なお、新たに項目追加等必要になった場合は、速やかに協議を行うこと。

7. 契約期間

契約日から令和4年3月25日（金）

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、郡上市個人情報保護条例（平成16年3月1日条例第11号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9. 業務の継続が困難となった場合の措置について

本市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約の取消しができる。この場合、本市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、本市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

10. 成果品

受託者は、次の成果品を本市の定める期限までに提出すること。なお、成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。

- (1) 動画コンテンツデータ（4K以上の形式の動画データ及びSNS等へアップロードが可能な規格データを収めたDVD等 2枚）
- (2) 各種協議資料、記録簿及び報告書 2通（納品時の仕様はA4版）
- (3) 上記電子データ（加工可能なもの）
- (4) その他、市が必要と認めた資料等

11. その他留意事項

受託者は、本業務を進めていく上で、以下の点に留意すること。

- (1) 本仕様書に明示がない事項、または業務上疑義が発生した場合には、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、受託者は速やかに事業実施体制を整えること。また、事業の実施にあたっては、本市と十分協議した上で行うこと。
- (3) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき事由により成果品に不備等があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。